

指名停止措置状況

業者名	指名停止期間	指名停止理由	備考
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	令和7年2月14日から 令和7年5月13日まで (3か月)	近畿地方整備局長から建設業法第28条の規定に基づく営業停止命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中9(2)ウ適用
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	令和7年2月14日から 令和7年7月13日まで (5か月)	近畿地方整備局長から建設業法第28条の規定に基づく営業停止命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中9(2)イ適用
かんでんエンジニアリング株式会社	令和7年2月14日から 令和7年7月13日まで (5か月)	近畿地方整備局長から建設業法第28条の規定に基づく営業停止命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中9(2)イ適用
株式会社金山組	令和6年11月14日から 令和7年8月13日まで (9か月)	当該事業者の役員が、阪神水道企業団発注の舗装補修工事の入札を巡り贈賄容疑で逮捕されたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中2適用
株式会社JTB	令和6年6月7日から 令和6年10月6日まで (4か月)	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準第3条別表第2中5(4)適用
名鉄観光サービス株式会社	令和6年6月7日から 令和6年10月6日まで (4か月)	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準第3条別表第2中5(4)適用
東武トップツアーズ株式会社	令和6年6月7日から 令和6年8月6日まで (2か月)	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準第3条別表第2中5(4)及び第5条第3項適用
葉隠勇進株式会社	令和6年6月7日から 令和6年8月6日まで (2か月)	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準第3条別表第2中5(4)及び第6条第2項適用